

○就労定着支援サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	
(1) 就労定着率が9割5分以上の場合	(1月につき3,512単位)	就労定着支援員の員数が基準に満たない場合 サービス管理責任者の員数が基準に満たない場合 減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	就労定着支援計画が作成されていない場合 減算が適用される月から2月目まで ×70/100 3月以上連続して減算の場合 ×50/100	支援体制構築未実施減算 ×90/100	虐待防止措置未実施減算 ×99/100	業務継続計画未策定減算 ×99/100 注 令和7年4月1日から適用	情報公表未報告減算 ×95/100	特別地域加算 +240単位	
(2) 就労定着率が9割以上9割5分未満の場合	(1月につき3,348単位)								
(3) 就労定着率が9割以上9割未満の場合	(1月につき2,768単位)								
(4) 就労定着率が7割以上8割未満の場合	(1月につき2,234単位)								
(5) 就労定着率が5割以上7割未満の場合	(1月につき1,690単位)								
(6) 就労定着率が3割以上5割未満の場合	(1月につき1,433単位)								
(7) 就労定着率が3割未満の場合	(1月につき1,074単位)								
地域連携会議実施加算	イ 地域連携会議実施加算(Ⅰ) (1回につき、579単位を加算) ロ 地域連携会議実施加算(Ⅱ) (1回につき、405単位を加算)	注 (Ⅰ)(Ⅱ)合わせて1月に1回かつ1年につき4回を限度とする。							
初期加算	(1月につき900単位を加算)								
就労定着実績体制加算	(1月につき300単位を加算)								
職場適応援助者養成研修修了者配置体制加算	(1月につき120単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1月につき150単位を加算)								
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×103/1,000)							
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×0/1,000)							
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×86/1,000)							
	ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +所定単位×68/1,000)							
	ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)	(1) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)	(1月につき +所定単位×90/1,000)						
		(2) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)	(1月につき +所定単位×86/1,000)						
		(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(3)	(1月につき +所定単位×0/1,000)						
		(4) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)	(1月につき +所定単位×0/1,000)						
		(5) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)	(1月につき +所定単位×73/1,000)						
		(6) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)	(1月につき +所定単位×0/1,000)						
		(7) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)	(1月につき +所定単位×65/1,000)						
		(8) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)	(1月につき +所定単位×73/1,000)						
		(9) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(9)	(1月につき +所定単位×0/1,000)						
		(10) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)	(1月につき +所定単位×52/1,000)						
		(11) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)	(1月につき +所定単位×56/1,000)						
(12) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(12)		(1月につき +所定単位×0/1,000)							
(13) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)		(1月につき +所定単位×48/1,000)							
(14) 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(14)		(1月につき +所定単位×35/1,000)							
福祉・介護職員等処遇改善加算	イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×64/1,000)							
	ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×47/1,000)							
	ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×26/1,000)							
福祉・介護職員等特定処遇改善加算	(1月につき +所定単位×17/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能							
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	(1月につき +所定単位×13/1,000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員等処遇改善加算、福祉・介護職員等処遇改善特別加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 令和6年5月31日まで算定可能							